

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和7年6月10日	
契 約 件 名	入射路電磁石電源定期点検 一式	
契 約 金 額	6,831,000円	
契 約 の 相 手 方	東京都千代田区外神田1-5-1 (株)日立インダストリアルプロダクツ	
問 合 せ 先	財務部東海契約課東海契約第二係 Tel 029-284-4891	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	<p>本機構東海キャンパスでは、J-PARC加速器施設の一部として速い繰り返しのシンクロトロンと遅い繰り返しのシンクロトロンを結ぶ、全長約230 mの3-50BTライン(主リング入射路とも呼ぶ)を建設した。3-50BTの電磁石は、ビームライン先頭の1台を除きすべて直流電磁石である。直流電磁石群は、偏向電磁石5台、四極電磁石38台、ステアリング電磁石14台(2014年夏に追加された2台を除いている)の計57台が、3台の入射路電磁石電源システムで運転されている。</p> <p>本件は、入射路電磁石電源3台のコンバータ盤の点検を行うものである。</p>	
随意契約の理由	<p>本件で点検を行う電源は、(株)日立製作所(現:(株)日立インダストリアルプロダクツ)によって設計、製作されたものである。同社は本電源の設計・製造及び試験データ等、システム全体に関する詳細な資料を有している唯一の者である。</p> <p>したがって、本電源の構造、機能、特性等について細部に至るまで熟知し、本件の点検を行うことができるに足る技術と信頼性を有する者は(株)日立インダストリアルプロダクツにおいて他にはない。</p>	